

1. 令和4年度 第3回協議会 議事要旨

日時：令和4年6月23日（木）13時30分～16時00分

場所：世田谷区役所二子玉川分庁舎 大会議室

出席者：対面（委員24名、事務局3名、コンサルタント3名）
リモート（委員22名）

会議次第：

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 報告事項
 - （1）第2回協議会の振り返り
 - （2）まち歩きの実施結果について
- 4 議題
 - （1）第2章現状と課題
 - （2）第3章促進方針の基本目標と基本的な考え方
 - （3）第4章促進地区
- 5 その他
- 6 閉会

配付資料：

次第

委員名簿

座席表

資料1：令和3年度第2回協議会議事要旨

資料2：まち歩き実施概要

資料3：今後の進め方について

資料4：世田谷区移動等円滑化促進方針（たたき台）（目次）

資料5：移動等円滑化促進方針とは

資料6：世田谷区移動等円滑化促進方針の位置付け

資料7：第2章・第3章・第4章の概略

資料8：世田谷区移動等円滑化促進方針の概略

議事要旨

●報告事項

- (1) 第2回協議会の振り返り
 - (2) まち歩きの実施結果について
- 意見なし—

●情報提供

- 6月22日に心のバリアフリーのガイドラインが策定された。教育啓発特定事業に関する内容が追加された。

●議題

(1) 第2章現状と課題

- 課題には、情報のバリアフリーに関しても明記した方が良い。
- 情報のバリアフリーについて法律化され、都の条例もできた。協議会で作られたものが、きちんとレガシーとして社会に届けられるようにしてほしい。
- 情報のバリアフリーが義務や努力ではなく、当たり前社会になることを目指し、促進方針を作って欲しい。

(2) 第3章促進方針の基本目標と基本的な考え方

- 教育啓発に関する事項が追加されたのは非常に良い。
- 区の心のバリアフリーに関しては、障害福祉領域、都市整備領域含めて進めていく。
- 都市整備領域については、移動の円滑化に関わる情報のバリアフリー、心のバリアフリーに関して補う部分を、促進方針の中に具体的に落とし込みたい。

(3) 第4章促進地区

【促進地区全般】

- 生活関連施設について、東松原駅はバリアフリー化されていないため、何か取り組みがあると良い。
- 生活関連経路については、点検パトロールを行い必要な修繕等を行う。地形の問題や幅員の問題がある箇所については心のバリアフリーや情報のバリアフリーで補う。
- 交通管理者を配慮事項に入れて欲しい。UD条例で拾い切れていない交通安全施設など促進方針の中に盛り込んで欲しい。

【施設のバリアフリー関係】

- 奈良で踏切内での事故があった、踏切内の視覚障害者誘導ブロックの設置についても検討して欲しい。
- 東急電鉄については、12年前から奥沢駅付近の踏切内に視覚障害者誘導用ブロックを試行的に設置している。視覚障害者から当人の要望により設置を行ったが、なぜこういったものが設置されたのか、という点については世間に普及しなかった。区内では踏切が減ってきているが、まだ踏切がある鉄道事業者については対策を検討してほしい。

国土交通省から踏切内外における視覚障害者誘導用ブロックの設置に関する検討について協力依頼があった。

道路の移動等円滑化ガイドラインが改定された。その中に踏切に関する内容も記載されている。踏切の内外どちらに在るのかがわからなくなることが課題になっている。

鉄道駅の無人改札について、聴覚障害者の場合、インターホンでの連絡手段しかないと非常に困る。また、全盲の視覚障害者の場合、タッチパネルの券売機しかないが大変困る。人員削減ということはあると思うが、職員とのやり取りも心のバリアフリーに繋がると思う。

○下北沢に新しくできた商業施設はデザインが先行し、バリアフリーに対応していないのではないかと。

世田谷区ユニバーサル推進条例による届出を通して審査を行っている。今後、審査等をより慎重に行っていく。

施設に交通管理者も入れて欲しい。交差点と道路の連続性も重要である。

世田谷区でも、視覚障害者誘導用ブロックの維持補修について、区民からの情報収集を行ってほしい。ICTの実証実験を行っていても、活用されないと意味がないので、一緒に評価させてほしい。

情報共有ツールについては、公園で試行した。様々な課題もあるが、実際の運用に向けて進めたい。

【情報のバリアフリー関係】

現場における情報提供に関する配慮事項が多い。情報のバリアフリーについては、現場での情報提供だけでなく、事前情報の収集といった観点から、ICTの活用などアクセシビリティに関する内容や、MaaSなども意識して、全区的に発展していく内容をとりまとまられると良い。また、正しい情報が得られるかも重要。

情報のバリアフリーがなされていないと、命にかかわる部分も出てくるため、前進してほしい。

【心のバリアフリー関係】

心のバリアフリーと情報のバリアフリーは密接な関係にある。

○優しさ、やさしい心といった部分も記載が欲しい。啓蒙の場、教育の場が必要。

心のバリアフリーについて、接遇などは施設にもかかわってくる内容である。そのため、事業者、管理者への間接的な障害理解が必要であることを明記する。

○情報に関する心のバリアフリー、そもそもの心のバリアフリーと記載内容を精査する。

【商店街のバリアフリー関係】

まち歩き点検で商店街に関する項目で挙げられていた良い点は、すべての店舗でできているわけではないため、きちんと課題として残してほしい。

良い点、悪い点ともに改善及び発展をさせていく。

商店街のバリアフリー化については、商店の方々を如何にプレイヤーとして巻き込むかが重要である。そのためには、モニタリング等も必要である。また、店舗が取り組んでいることの情報発信も必要である。

商店街のバリアフリーについては、区民参加など世田谷らしさが出せると良い。
○配慮事項と、まち歩きの良いところを別の柱として整理する必要がある。

【その他】

UD推進計画はスパイラルアップされていないため、促進方針において情報のバリアフリーや心のバリアフリーが追加されることは非常に良い。

共助の精神を広げていくことは重要だと思う。住民への働きかけは何か検討しているのか。

促進方針の第6章に記載する予定である。

○区で新たな条例を制定する。これまでの取り組みを生かした条例とする。

○外見からわからない障害理解も含め、みんなで協力し手助けできる共生社会を目指す。

○促進地区に磨きをかけて他地区へ展開していく。

施設のバリアフリー、情報のバリアフリー、心のバリアフリーの配慮事項に関して整理しまとめていく。

ICTの活用、心のこもったサービスなど協議会での意見を方針に反映させていく。

○今回の促進方針が単なる題目にならず、区のバリアフリー、ユニバーサルデザインが前に進むものとして欲しい。

ハードの整備で解決できない問題などを、ハード整備以外で補っていく。ICTなどを活用し障害当事者の方も含め、すべての方が施設の利用等行えるよう努めていく。

今後の進め方について

移動等円滑化促進方針の策定にあたり、以下の流れで検討を進めていきます。

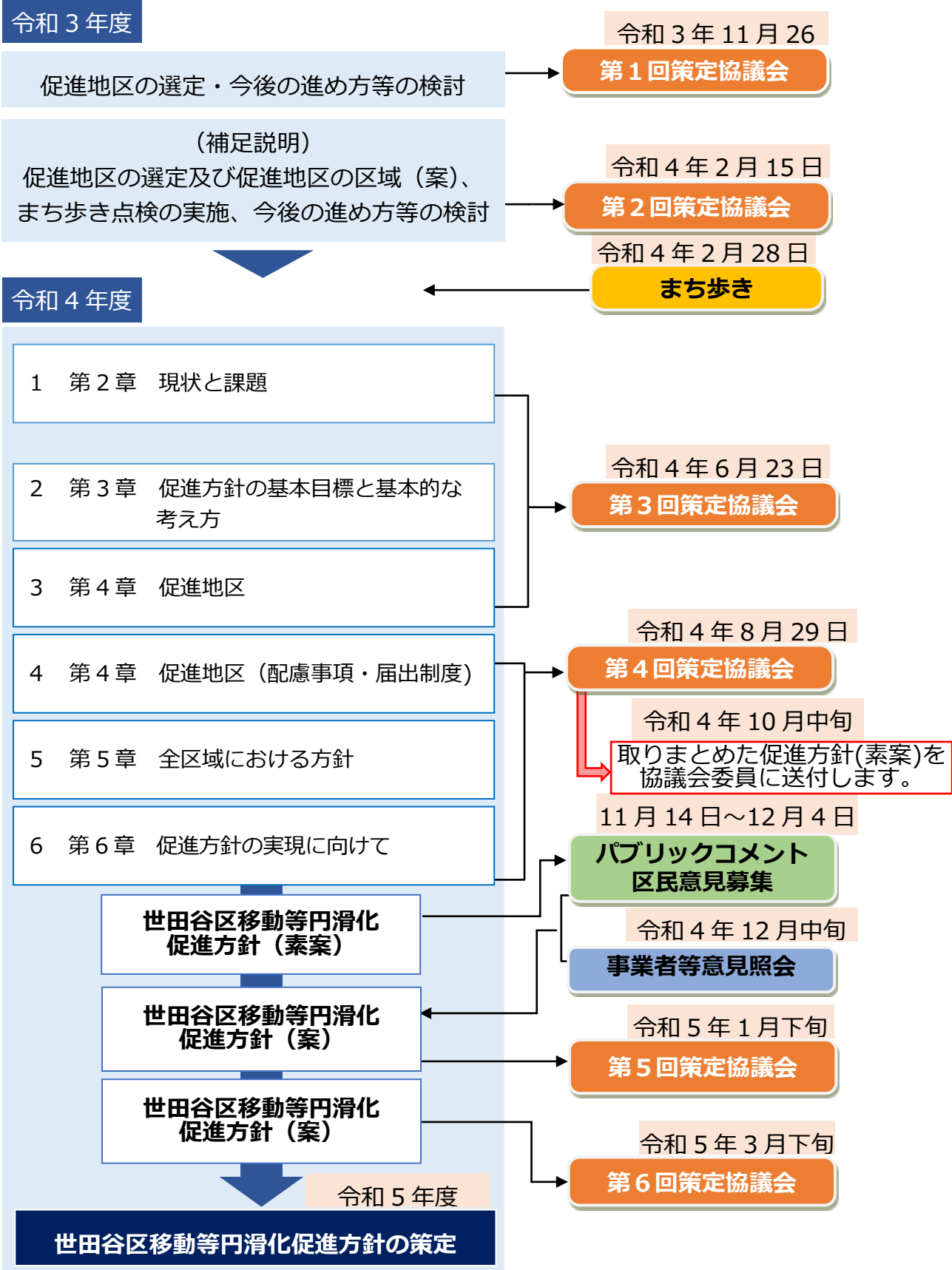


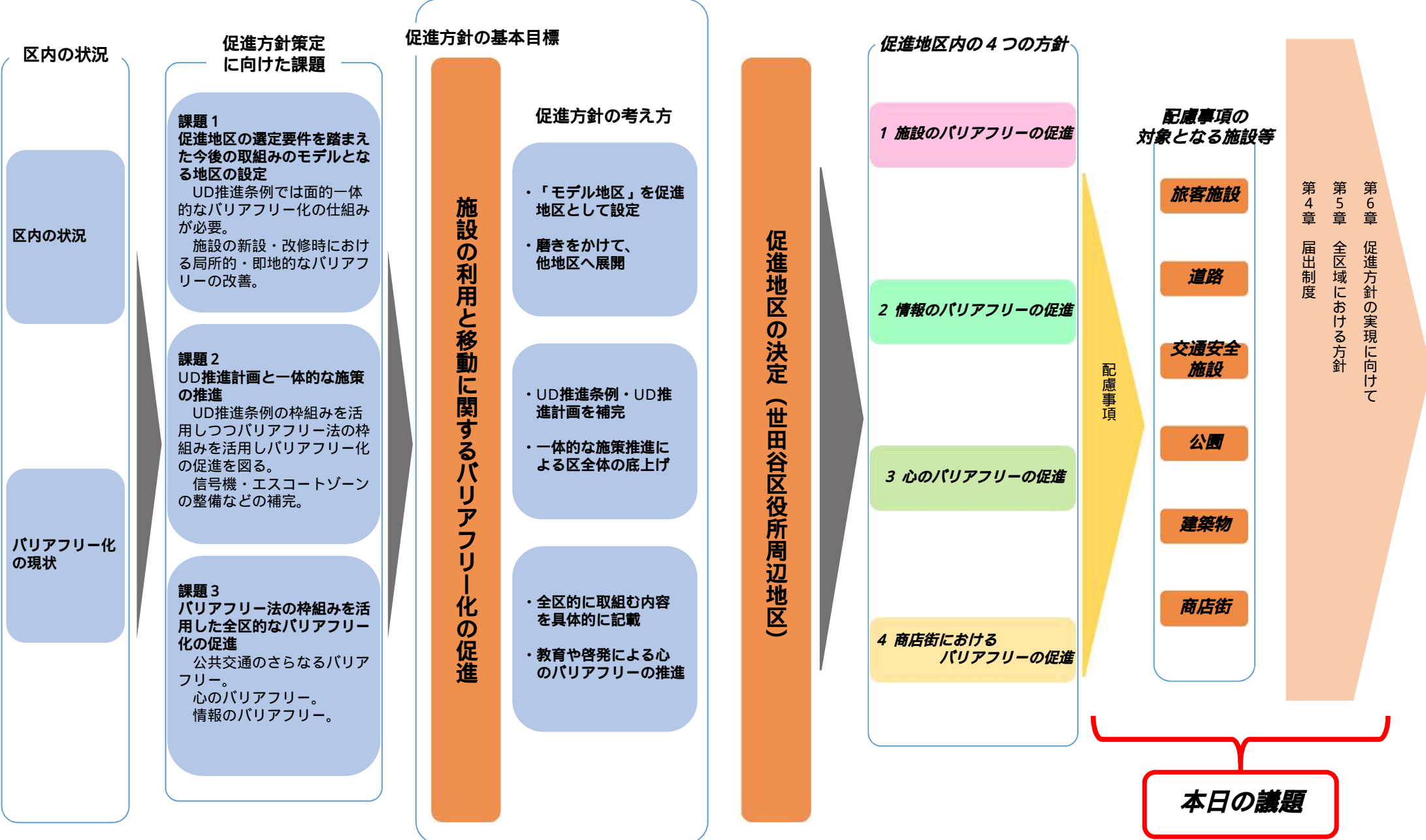
図 検討の進め方

前回までのおさらい

第2章 現状と課題
～移動等円滑化に関する世田谷区の現状・取組み・課題～

第3章 基本目標
～移動等円滑化促進方針の基本目標とその基本的な考え方～

第4章 促進地区
～地区の選定と、移動等円滑化の促進に関する方針・配慮事項～



4つの方針における 配慮事項

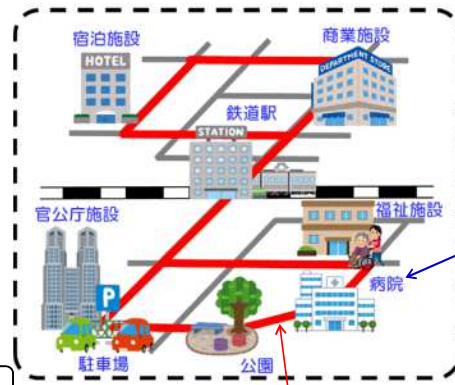
区では、誰もが利用しやすい生活環境の整備を目指し、促進地区においては、さらにユニバーサルデザインまちづくりに磨きをかけるため、促進地区内の「生活関連施設」、「生活関連経路」、「商店街」に対して配慮事項を定める。

配慮事項は、まち歩きワークショップでの意見や協議会での意見を参考に「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」を踏まえ、区としてまとめたものである。

施設管理者自らが可能な限り配慮していく事項である。



配慮事項のイメージ図



促進地区
バリアフリー法に基づき、移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区として区が定める。

生活関連施設
駅や官公庁施設、福祉施設のような施設のうち、高齢者、障害者等が、日常生活において多く利用する施設。

生活関連経路
生活関連施設を結ぶ経路（駅から官公庁施設や福祉施設等を結ぶ経路）のうち、高齢者、障害者等が、日常生活において多く利用する経路。

施設のバリアフリーの促進

生活関連施設（旅客施設）

- 改札口
- 通路
- 踏切

協議会、まち歩きでの意見

- 視覚障害、聴覚障害ともに無人改札しかない駅は大変困る。（協議会）
- 駅前広場は催事でも通路幅が確保されているので利用しやすい。（一般）
- 国に合わせて踏切内の床仕上げを今後検討してほしい。（視覚）

生活関連経路

- 歩道・歩行空間
- 視覚障害者誘導用ブロック等
- 維持管理

- 緑道は子どもが遊んだり、休憩・飲食したりできそうな高さの花壇やベンチが多い。（子育て）
- リーディングラインは、視覚障害者誘導用ブロックの半分程度の幅（15cm）で車椅子でも通りやすい。（車椅子）
- 視覚障害者誘導用ブロックが部分的に破損している。（視覚）
- 施設の破損状況を区民が簡単に伝えられる体制をとってほしい。（協議会）

生活関連施設（建築物）

- 敷地内通路
- 公衆トイレ
- 駐車場

- 同じ敷地内の隣の施設と視覚障害者誘導用ブロックが連続しており、デザインも統一感がある。（一般）
- デザイン先行で行わず、バリアフリーに対応した建築物にして欲しい。（協議会）
- ベンチがあり、座れるのが嬉しい。（高齢）
- バリアフリートイレが複数設置されている場合、どちらかにユニバーサルベッドがあると良い。（高齢）
- 障害者の利用者が多い施設では、障害がい者用駐車施設は複数台分設けてほしい。（車椅子）

参加者凡例
協議会：これまでの協議会での意見
聴覚：聴覚障害（難聴）区民
子育て：子育て世代区民
高齢：65歳以上区民
視覚：視覚障害（全盲）区民
一般：65歳未満区民
車椅子：車椅子使用区民

磨きあげる姿

- 誰もが不自由なく利用しやすく使いやすい環境整備が望ましい。
- 通常時だけでなく、催事の際にも十分な有効幅員が確保されるように配慮する。
- 視覚障害者が踏切内外の位置を把握できるような素材を検討し、当事者意見を聞きながら進める。
- 近年普及している大型車椅子や双子用ベビーカーの利用なども考慮して、誰もが利用しやすい歩行空間整備が望まれる。
- 破損個所の補修や、植栽の剪定、設備の更新など、適切な維持管理を実施し、誰もが利用しやすい施設設置を心がける。
- 公園の施設管理で運用している、利用者によるSNSでの通報サービスなど区民が利用しやすい環境整備が望ましい。
- 同一敷地内など連続性のある空間では、視覚障害者誘導用ブロックの連続性等に配慮する。
- UD推進条例やその他の条例に適した施設及びデザインが望ましい。
- 座れる場づくりガイドライン等を参考に、ベンチの設置を検討することが望ましい。
- 施設の規模に応じて大型ベッドの等、多くの人が利用しやすく、適切な設備の整備が望ましい。
- 施設の利用状況に応じて障害者用駐車スペースの増設を検討する。なお、障害者用駐車スペースは乗降しやすい位置が望ましい。

施設の
バリアフリー
の促進

生活関連施設
(公園)

協議会、まち歩き
での意見

- 車椅子トイレの出入口に庇があり、雨の時など助かる。(車椅子)
- 照明が暗いトイレがあった。(高齢)
- トイレットペーパーが1ヶ所しかないため、左右に設置してほしい。(高齢)
- 促進地区内の道路、緑道へのトイレ設置、施設内のバリアフリートイレの整備を行って欲しい。(協議会)

トイレ

駐輪場

自転車置場が広くとられている。(一般)

交通安全

交差点と道路の連続性は重要(協議会)

情報の
バリアフリー
の促進

生活関連施設
(旅客施設)

案内設備

- 駅の案内と道路上の案内サインとが連動していないので、駅側のサインにも区役所方面などの表示があるとよい。(車椅子)
- 床面の車椅子用スロープの案内表示が大きくて見やすい。(車椅子)

生活関連経路

案内設備

- 鉄道駅から施設までの案内がもう少しほしい。(一般)
- 案内板が茶色に白抜き文字なので、はっきりとして見やすい。(高齢)
- 路面に区役所への案内はあったが、目線の高さにも案内が欲しかった。路面標示の案内があるが、下を向いての確認はしづらい。(車椅子)

生活関連施設
(公園)

トイレ

「使用中」のサインが小さく、使用状況がわかりにくい。(高齢)

案内設備

- 案内板にQRコードが設置されてよかった。(一般)
- 園内の施設、遊具、注意事項などについての点字表示や多言語表記されている案内板があるとよい。(視覚)

磨きあげる姿

バリアフリートイレの出入口は、利用者に雨があたらない構造とすることが望ましい。

安全で快適なトイレの設置や維持管理に配慮する。

片麻痺の方などに配慮して、便所内に個室が複数ある場合やバリアフリートイレが複数ある場合は、個室ごとに手すりやペーパーホルダーの位置を左右反転等で変えるなど、利用者が選べるように設置することが望ましい。

自転車の利用状況に応じた規模の駐輪場整備を心がける

施設管理者は、交通管理者と協力して移動の連続性の確保を心がける。

鉄道事業者と道路管理者とで連携し、旅客施設周囲のサインの連続性に配慮する。

車椅子利用者に向けた案内について、目線に配慮した位置(人込みで隠れない位置や路面など)に案内サインを設置が望ましい。

鉄道事業者と道路管理者とで連携し、旅客施設周囲のサインの連続性に配慮するとともに、世田谷区と道路管理者とが連携し、駅から主要な施設までの連続的な案内サイン・誘導サインの設置など、案内誘導に努める。文字や記号が大きく太い書体や図を用いるなど、分かりやすいデザインとし、地板の色とコントラストを付けるなど、視認しやすい色や文字サイズ・書体で、統一されたデザインの案内サイン・誘導サインの設置が望ましい。

誰もが分かりやすく快適に利用できるサイン設置や、正確に必要な情報が得られるよう、配慮する。視覚障害者等の利用に配慮し、施錠を示す色等に配慮する。公園を利用するための情報提供は、すべての人に分かりやすいように配慮する。

情報のバリアフリーとは
移動や施設利用にあたり、すべての人が必要な情報を必要な時に適切に得ることができるようにすること。

情報の
バリアフリー
の促進

生活関連施設
(建築物)

トイレ

協議会、まち歩き
での意見

男女共用トイレのサインがあるが、共用トイレではなかった(一般)

機器やドアの開閉等、使用説明が分かりづらい(車椅子)

出入口にサインが何もなくて分かりにくい。(一般)

案内板の向きが施設と逆で分かりにくいづらい。(一般)

手書きの施設利用説明書が増えてきていて分かりにくい。(一般)

壁面だけでなく、床面にもサインがあるため、設備の位置が分かりやすい。(車椅子)

バリアフリートイレに突出サインがない。(車椅子)

案内設備

商店街に
おける
バリアフリー
の促進

商店街

店舗出入口

一部店舗の出入口に段差解消スロープを設置している。(一般)

設備費用がかかるが、多くの方が一人で店に入れるように自動ドアだと助かる。(車椅子)

商店街にある店の案内表示をもっとはっきり出してほしい。(一般)

各お店に「耳マーク」や「筆談器あります」といった案内があると入りやすい。(聴覚)

お店のメニューが車椅子からでも見やすい低い位置でよい。(車椅子)

もっと車椅子で入れることをPRしてほしい。(車椅子)

商店街で利用できるトイレの看板が全くない。(一般)

点字メニューや筆談ボードを常備している。(聴覚)

店員への研修が必要である。(一般)

区内のバリアフリーに関する取り組みやUD推進について、商店街を含め、街の隅々までもっと広まってほしい。(一般)

案内設備・
情報提供

心のバリア
フリー

その他設備

松陰神社通り商店街は、あちこちにベンチがあり、高齢者にはありがたい。(高齢)

磨きあげる姿

JIS規格に基づいた正確な表示や、誰もが理解できる使用説明を心がける。

誰もが分かりやすく、快適に施設利用ができるサイン設置を心がける。標識の設置にあたっては、車椅子使用者、子ども、高齢者等だれでも見やすく、分かりやすいものとし、視覚障害者等歩行者の通行の妨げにならないよう、設置位置や高さなどについて配慮する。

すべての歩行者が道路から沿道の敷地や家屋等に安全にかつ快適に移動できるように、道路境界に生じる段差を可能な限り縮小する。

出入口の扉は自動ドアが望ましい。

誰もが分かりやすく、快適に利用できるサイン設置を心がける

店舗の出入口に耳マークや筆談対応が可能な旨を表示する。

店舗の出入口に車椅子使用者でも利用できる旨を出入口に表示することが望ましい。また、ホームページHPやSNSを活用して車椅子使用者に配慮していることを周知することが望ましい。

商店街で利用できるトイレの案内表示を設置することが望ましい。

点字メニューや筆談ボードを設置することが望ましい。

多様な利用者に配慮した接遇研修を定期的実施することが望ましい。

店舗等の軒先などを活用しベンチを設置することが望ましい。個々の店舗の建替えの機会を捉え、ベンチ設置の案内に心がける。

配慮事項

1 施設のバリアフリーの促進（施設管理者間の連携）

- ・各施設管理者は、誰もが利用しやすい施設整備に努めるとともに、施設の適正利用を促進する。
- ・鉄道事業者と道路管理者が連携・協力し、段差解消及び踏切内の安全性確保に努める。
- ・交通事業者と道路管理者が連携・協力し、身近な公共交通機関として誰もが安全かつ円滑に利用しやすい環境整備に努める。
- ・公安委員会と道路管理者が連携・協力し、誰もが安全に車道を横断できるような交通安全施設の設置に努める。
- ・各施設管理者が連携・協力し、異なる施設でも利用者の声などを共有し、施設間のバリアフリー促進に努める。

2 情報のバリアフリーの促進（快適な利用・移動の確保）

- ・定期的なサインの確認や適切な維持管理を行う。
- ・生活関連施設管理者、生活関連経路管理者が連携・協力し、利用者にとってわかりやすいサイン整備に努める。
- ・各種マニュアルやガイドラインに基づく整備だけでなく、地区の特性などを考慮した移動に関する情報のバリアフリーの促進に努める。
- ・やさしい日本語を活用するよう努める。

3 心のバリアフリーの促進（多様性を認識し、互いに支えあう）

- ・心のバリアフリーへの関心や理解が進むよう教育活動や、啓発活動を行う。
- ・すべての人が平等に様々な活動ができるような環境整備に努める。
- ・外見からはわからない障害特性やさまざまなニーズがある人がいることを理解し、互いに助け合うのが当たり前のまちになるよう取組む。
- ・すべての人にとってのやさしい社会が築けるよう必要な研修に取組む。

4 商店街のバリアフリーの促進（まちの特性を活かしたユニバーサルデザインの商店街へ）

- ・ユニバーサルデザインのまちづくりを進めてきた歴史ある梅ヶ丘駅、豪徳寺駅・山下駅周辺の取組みや、まちの声を聴いて整備された松陰神社通り商店街の取組みを今後も継承し、さらに引き上げるよう努める。
- ・商店街全体で取組めること、個店として取組めるバリアフリーを推進していく。
- ・行政からのユニバーサルデザインまちづくりに関する情報を商店街内で共有する。

～届出制度について～

これまで世田谷区では、バリアフリー建築条例及びユニバーサルデザイン推進条例に基づき、個々の施設整備に取り組んできた。

今後は、促進地区内の駅（生活関連施設）又はその駅と接する道路（生活関連経路に限る）のどちらかに新築・改築などがある場合は、事前にその行為の内容を届け出るとともに、移動等円滑化に支障がある場合には、届出者に対し要請ができることになる。

これにより、駅と道路間での移動等円滑化が確保される。

届出制度の概要

バリアフリー法
第二十四条の六で定められた制度

ねらい

施設設置管理者が異なる施設間における移動の連続性の確保

効果

道路と旅客施設の連続性が確保され、移動等の円滑化が図られた施設利用が可能となる

届出対象

旅客施設

促進地区内の生活関連施設のうち、下記の旅客施設

京王井の頭線
・東松原駅

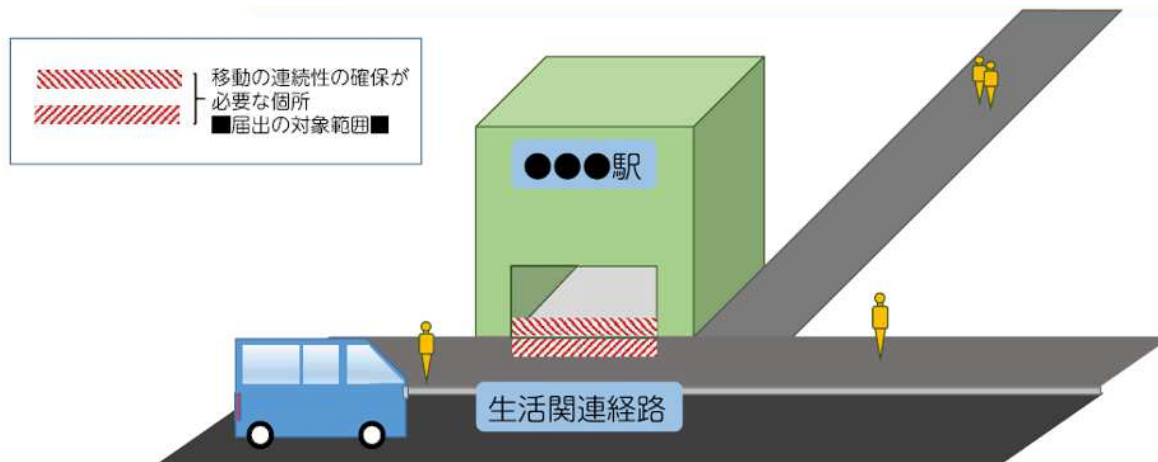
小田急小田原線
・豪徳寺駅
・梅ヶ丘駅

東急世田谷線
・松原駅
・山下駅
・宮の坂駅
・上町駅
・世田谷駅
・松陰神社前駅
・若林駅

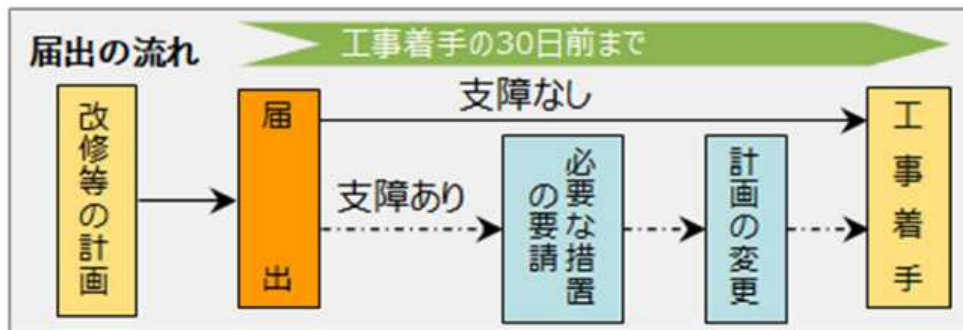
道路

促進地区内の生活関連経路のうち、上記の旅客施設と接する範囲

届出対象のイメージ



具体的な範囲、工事内容は、事業実施の際に管理区分等を踏まえ調整を行う。



(出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン(国土交通省))

「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」の届出を通して工事の計画・内容を確認する。
(詳細は、「ユニバーサルデザイン推進条例」「バリアフリー建築条例」～届出のご案内～に記載)

前回まで

第4章 促進地区

促進地区の決定(世田谷区役所周辺地区)

促進地区内の4つの方針

1 施設のバリアフリーの促進

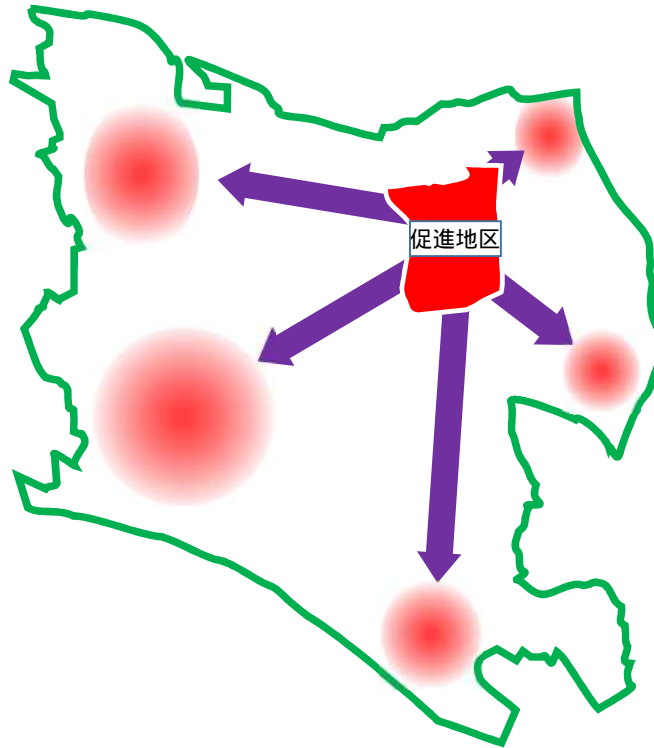
2 情報のバリアフリーの促進

3 心のバリアフリーの促進

4 商店街におけるバリアフリーの促進

磨きをかける

促進地区に磨きをかけ
他の地区へ展開していき
将来的に区全域の
レベルアップを図る



第5章 区全域における方針

区全域の4つの方針

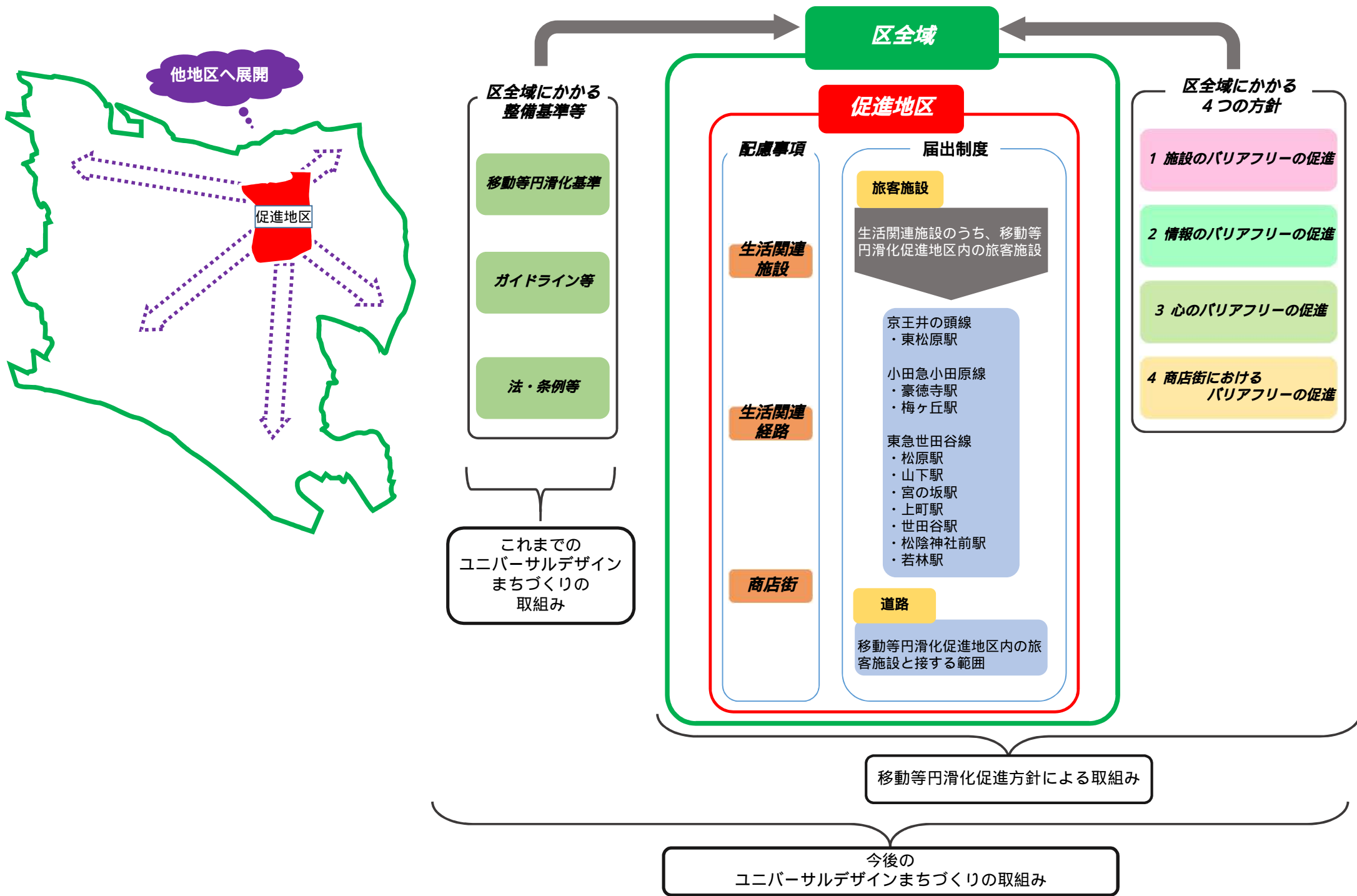
1 施設のバリアフリーの促進

2 情報のバリアフリーの促進

3 心のバリアフリーの促進

4 商店街におけるバリアフリーの促進

促進地区の4つの方針と区全域の方針を整合させる



1 施設のバリアフリーの促進

施設のバリアフリー 公共交通、道路、公園、建築物、交通安全施設、駐車場等の個々の施設の質の高いバリアフリー整備に加え、接し合う施設の各事業者が連携・協力し、施設間移動の連続性に配慮した、面的・一体的な施設のバリアフリー化を促進する。

また、踏切など、道路と公共交通施設とが交差し合う場合も連携協力し、面的・一体的なバリアフリー化を促進する。

公共交通

公共交通施設では、移動等円滑化基準や各種ガイドラインに基づいた整備の推進により、バリアフリー化の促進を図る。

道路

区全域において、移動等円滑化基準や新たに作成された移動等円滑化ガイドライン等に基づいた整備を推進する。

整備後についても、適切な維持管理を行うことで、継続的な利用者の利便性の確保を図る。

また、幹線道路の歩道橋設置箇所については、当該道路管理者が、エレベータなどバリアフリーに配慮した立体横断施設の設置及び設置後の維持管理に努める。

交通安全

公安委員会の協力のもと、音響式信号機の増設や通信装置を付加した信号機の設置、横断歩道へのエスコートゾーンの設置を推進し、区全域におけるバリアフリー化の促進を図る。

公園

関連する条例や計画、基準等に基づいて施設整備を推進する。

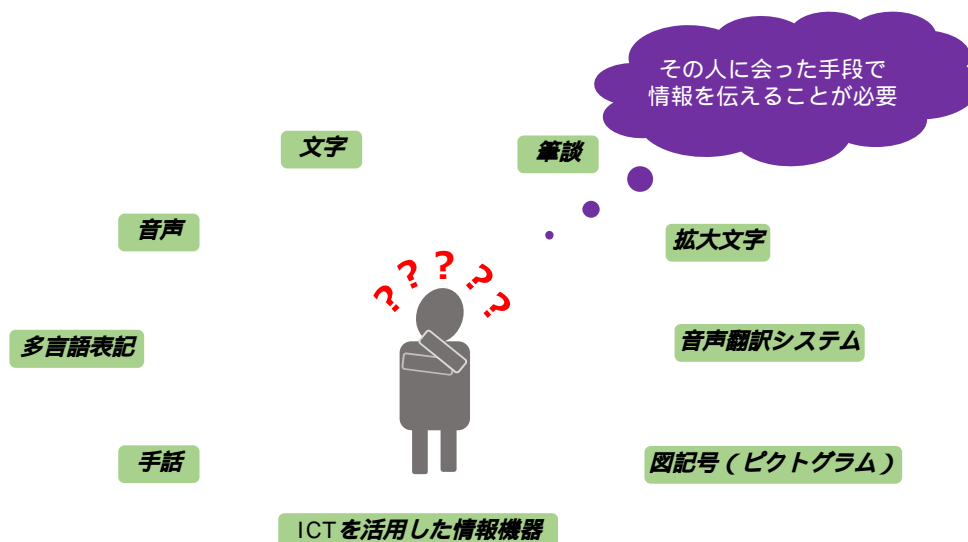
また、清掃や維持管理を適切に行い、公園内の設備やトイレなどが安心して利用できるよう留意する。

建築物

移動等円滑化基準や各種ガイドライン、UD推進条例に基づいた整備を図る。

2 情報のバリアフリーの促進

情報のバリアフリー 施設利用者の事前情報収集のしやすさ、現地での情報提供、催事や会議での情報保障の充実を促進する。



事前情報収集のしやすさ

施設管理者は、施設のHPでバリアフリー情報（設備や人的サポートの内容など）の掲載・更新を図る。

現地での情報提供

施設管理者は、案内サイン、ICTを活用した情報機器の設置、窓口における適切なコミュニケーションなど、心のバリアフリーと合わせて、情報のバリアフリーの普及・啓発を図る。

会議や催し物での配慮

主催者や施設管理者は、事前の情報提供だけでなく、参加者の状況に合わせた情報保障の充実を図る。

3 心のバリアフリーの促進

心のバリアフリー

「移動が大変な人」、「どこに何があるかが見えない人」、「動作がゆっくりの人」、「ブザーやアナウンスが聞こえない人」など、様々な人が、安全で安心して不便や不自由なく行きたいところに気持ちよく行けるバリアフリー社会が求められている。

「不便さ」、「不自由さ」は、機械や設備だけで解決できるものではなく、一人ひとりが、高齢者や障害者の気持ちになり、配慮することが必要である。

行政、各施設管理者、区民が連携・協力し心のバリアフリーを促進する。

教育・啓発など
様々な取り組み

- 1 理解・・・障害当事者による講座やワークショップを実施するなど、様々な人の理解を深める。
- 2 接遇・・・公共交通機関などでの人的対応の充実を図る。
・・・心をこめたコミュニケーションとちょっとした気づかいを実践した接遇の普及を図る。
- 3 交流・・・障害者がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実。
・・・スポーツ・レクリエーション活動を通じた障害のある人とない人の交流促進を図る。

接遇に関する研修を通じて、障害理解の促進、人権、多様な利用者に対する配慮を学ぶ。

イベントを通じて、区のユニバーサルデザインやバリアフリーに関する取り組みについて、区民や事業者に対し、広く周知する。

障害当事者による講座やワークショップなどを実施し、障害理解を促進する。

商店へのパンフレット「みんなが嬉しくなるお店」を配布するなど、商店街が一体となったバリアフリー化の取り組みの推進を図る。

ヘルプマーク・ほじょ犬マーク、耳マーク、白杖 SOS シグナルなど、案内用図記号の持つ意味と必要な心がけなどについて周知・啓発を図る。

障害者がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実、スポーツ・レクリエーション活動を通じた障害のある人とない人の交流促進を図る。

鉄道駅での無人改札駅における円滑な支援対応を促進する。

公共交通機関などでの人的対応の充実を図る。

4 商店街におけるバリアフリーの促進

商店街のバリアフリー 商店街のバリアフリーは、「施設」、「情報」、「心」それぞれを充実させたモデルケースにもなる。促進地区である梅ヶ丘駅～豪徳寺駅・山下駅周辺地区および区役所周辺地区の商店街でこれまで実施されてきた取組みを、移動等円滑化における世田谷らしさと捉え、ハード・ソフトの一体的なバリアフリー事例として更に磨きをかけ、この促進地区としての取組みを区全域に展開していくことで、商店街におけるバリアフリーを促進していく。

施設整備の例

- ・道路構造を見直し、店舗出入口の段差解消
- ・店舗出入口の自動ドア設置
- ・わかりやすい案内サイン
- ・車椅子使用者の目線に配慮したサイン設置
- ・トイレの案内表示の設置
- ・ベンチの設置
- ・リーディングラインの設置
- ・小規模店舗の出入口やトイレの改修(補助制度)

サービスの提供の例

- ・多様な利用者に配慮した接遇研修の実施
- ・店舗出入口の段差解消スロープの設置
- ・車椅子使用者でも利用できる旨を周知
- ・耳マークの提示
- ・点字メニューの設置
- ・筆談ボードの設置



道路構造を見直し、店舗出入口の段差を解消した例



商店街の案内サイン



リーディングラインの設置例



段差解消スロープの設置例



筆談ボード

促進方針の実現に向けて

周知・啓発と連携・協力

- 1 区民、施設設置管理者、行政機関等をはじめとする関係者に対し、世田谷区移動等円滑化促進方針の内容を周知・啓発する。
- 2 教育や啓発により心のバリアフリーの促進に取り組み、区民意識の醸成に努める。
- 3 区民、施設設置管理者、行政機関等と連携・協力しながらバリアフリー化を推進し、面的・一体的なバリアフリー化の実現に取り組む。

ユニバーサルデザイン推進計画との一体的な推進

- 1 本方針とユニバーサルデザイン推進計画とが一体となって、世田谷区のユニバーサルデザインを推進するよう努める。
- 2 本方針は、「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」をはじめ、様々な条例・方針・計画等との整合・連携を図りながら、地域共生社会の実現めざす。

促進地区の他地区への展開と区全体のレベルアップ

- 1 促進地区内の生活関連施設及び生活関連経路管理者に対し、配慮事項を踏まえた整備や維持管理を促し、促進地区内の移動等円滑化のレベルアップを図る。
- 2 促進地区の良い部分を区内の他地区へ展開し、将来的には区全体のレベルを更に引き上げる。
- 3 他地区への展開にあたっては、市街地開発事業などの面的整備の機会を捉えるなど、効率的に一体的な整備が可能となるよう配慮するとともに、5つの総合支所の地区特性を踏まえた柔軟な展開を図るものとする。

重点的な取組み－調整中－

うめとびあ、
区役所本庁舎の
移動等の円滑化

商店街の
心のバリアフリーの促進

鉄道事業者、
交通事業者等
との連携